

まなぶ

Q 子どもが学校でいじめにあった場合、誰にどのような請求ができるのでしょうか。

A いじめた子ども、親、学校設置者、教員に分けて説明します。

## あれこれ 法律

### 学校でのいじめによる損害賠償

【いじめた子ども】 責任能力がある子どもは不法行為責任を負います。責任能力の有無の分かれ目は、中学生1年生ぐらいです。

【いじめた子どもの親】 子どもに責任能力がない場合は、親は親権者としての

監督義務を尽くしたことを利用して他人の生命身体に対し不法な侵害をしないといふ生活態度を常日頃から子どもに教える義務があり、

【学校設置者】 学校設置者は他人の生命身体に対し不法な侵害をしないといふ生活態度を常日頃から子どもに教える義務があり、

【教員】 私立学校の教員は民法第714条第2項の代理監督者として民事責任を負います。もっとも、教員の監督義務は学校教育課程に限定されています。なお、国公立の教員は国家賠償責任法の解釈上、民事責任を負いません。

## 交通事故と同様の請求

いじめられた子どもは肉体的にも精神的にも大きな苦痛を受けます。治療をする時は治療費、自殺に追い込まれた時は逸失利益（将来得たであろう利益）、その他慰謝料など交通事故に遭ったときと同様の請求ができます。

（弁護士 清源万里子）